

# 兵庫県公報

平成25年11月1日 金曜日 号 外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

規 則	ページ
○ 災害救助に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則（災害対策課）	1

## 公布された法令のあらまし

- 災害救助に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則（規則第43号）  
災害救助法の一部改正等に伴い、同法の引用条文を改める等規定の整備を行うこととした。

## 規 則

災害救助に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成25年11月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

### 兵庫県規則第43号

#### 災害救助に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則

災害救助に関する手続等を定める規則（昭和38年兵庫県規則第58号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第9条第1項」を「第3条第1項」に改める。

第11条中「第11条」を「第5条」に改める。

第13条中「第27条第4項」を「第10条第3項において準用する法第6条第4項」に改める。

第16条第1項中「第30条第1項」を「第13条第1項」に改める。

第17条中「第30条第1項の規定により、」を「第13条第1項の規定により」に改める。

別表第1被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の項1中「たい積等」を「堆積等」に、「日用品等」を「その他生活必需品」に改め、同表災害にかかった者の救出の項中「災害にかかった者」を「被災者」に改め、同表災害にかかった住宅の応急修理の項中「災害にかかった」を「被災した」に改め、同表救助のための輸送の項1(1)及び(5)並びに救助のための賃金職員等の雇用の項1(1)及び(5)中「災害にかかった者」を「被災者」に改め、同表備考中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

別表第2政令第10条第1号から第4号までに掲げる者の款中「第10条第1号」を「第4条第1号」に、同表政令第10条第5号から第10号までに掲げる者の款中「第10条第5号」を「第4条第5号」に改める。

別表第3すべての救助の項中「すべて」を「全て」に改め、同表災害にかかった者の救出の項中「災害にかかった者」を「被災者」に改め、同表災害にかかった住宅の応急修理の項中「災害にかかった」を「被災した」に改める。

様式第3号（保管命令の場合）から様式第3号（管理の場合）までの規定中「第26条」を「第9条」に改める。

様式第3号（使用の場合）中「第26条」を「第9条」に、「物資」を「又は物資」に改める。

様式第4号及び様式第5号中「第26条」を「第9条」に、「同法施行規則」を「災害救助法施行規則」に改める。

様式第7号中「第26条」を「第9条」に改める。

様式第9号中「第24条」を「第7条」に改め、同様式（注）4中「従わない」を「従わなかった」に、「第45条」を「第31条」に、「5万円」を「30万円」に改める。

様式第10号中「第24条」を「第7条」に、「同法施行規則」を「災害救助法施行規則」に改める。

様式第13号表面の部中「第27条」を「第10条」に改め、同様式裏面の部中

「

災害救助法抜すい

- 第27条 前条第1項の規定により施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の保管を命じ、又は物資を収用するため必要があるときは、都道府県知事は、当該職員に施設、土地、家屋、物資の所在する場所又は物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせることができる。
- 2 都道府県知事は、前条第1項の規定により物資を保管させた者から、必要な報告を取り、又は当該職員に当該物資を保管させてある場所に立ち入り検査をさせることができる。
- 3 前2項の規定により立ち入る場合においては、予めその旨をその施設、土地、家屋又は場所の管理者に通知しなければならない。
- 4 当該職員が第1項又は第2項の規定により立ち入る場合は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。

を  
「

災害救助法（抜すい）

（指定行政機関の長等の立入検査等）

第6条

- 3 前2項の規定により立ち入る場合においては、あらかじめその旨をその場所の管理者に通知しなければならない。
- 4 当該職員が第1項又は第2項の規定により立ち入る場合は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。
- 5 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。  
（都道府県知事の立入検査等）

第10条 前条第1項の規定により施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の保管を命じ、又は物資を収用するため必要があるときは、都道府県知事は、当該職員に施設、土地、家屋、物資の所在する場所又は物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせることができる。

- 2 都道府県知事は、前条第1項の規定により物資を保管させた者に対し、必要な報告を求め、又は当該職員に当該物資を保管させてある場所に立ち入り検査をさせることができる。
- 3 第6条第3項から第5項までの規定は、前2項の場合に準用する。

に改める。

様式第16号中「第29条」を「第12条」に改め、同様式（注）(5)中「、治癒」を「及び治癒」に改める。  
様式第18号中「災害にかかった者」を「被災者」に、

中 学 校 生 徒	人			人			
-----------	---	--	--	---	--	--	--

を  
「

中 学 校 生 徒	人			人			
高 等 学 校 等 生 徒	人			人			

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。